8/20（木）の発表

報道発表資料の配付日時 8月20日（木）10時00分

発表項目（行事名）	食中毒警報の発令について		
記者レクチャーのお知らせ	（実施日時）	発表者	
		発表場所	
概要	本日、宗谷総合振興局保健環境部(稚内保健所)は今年度第 10 号となる食中毒警報を発令した。 1 発令日時　令和8年(2026年) 8 月 20 日 午前10 時 2 発令解除日時　令和8年(2026年) 8 月 24 日 午前10 時 3 発令区域及び発令基準		
参考			

発令区域	発令基準
宗谷北部	①
宗谷南部	①
利尻・礼文	①

【発令基準について】
次の項目のいずれかに該当する場合に、警報を発令
①日最高気温28℃以上が予想される場合
②前2日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上で、かつ、
湿度が85％以上の場合
③前2日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上で、かつ、
湿度が85％以上の場合
④その他警報発令者が特に必要と認める場合

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配布 同時レク	（場所）

担当（連絡先）	宗谷総合振興局保健環境部 保健行政室(稚内保健所) 生活衛生課長 本多 倫尚 TEL 0162－33－3705(内線 3700) 担当者 食品保健係 TEL 0162－33－2545(内線 3715)

宗 保 生 第 385-10 号
令和8年(2026年)8月20日

関　係　各　位

北海道宗谷総合振興局保健環境部長
（北海道稚内保健所長）

食中毒警報の発令について

このことについて、次のとおり発令しましたのでお知らせします。

記

１　発令番号及び発令日時

第 10 号　令和 8 年（2026年） 8 月 20 日　10 時 00 分

２　発令解除日時

令和 8 年（2026年） 8 月 24 日　10 時 00 分（ 96 時間）

３　発令区域及び発令基準

発令区域	発令基準	摘要
宗谷北部	①	稚内市、猿払村、豊富町、幌延町
宗谷南部	①	浜頓別町、中頓別町、枝幸町
利尻・礼文	①	礼文町、利尻町、利尻富士町

稚内保健所管内について
・宗谷北部　：稚内市、猿払村、豊富町、幌延町
・宗谷南部　：浜頓別町、中頓別町、枝幸町
・利尻・礼文：礼文町、利尻町、利尻富士町

警報発令基準
① 最高気温２８℃以上が予想される場合
② 前２日間のそれぞれの日最低気温が２０℃以上で、かつ、湿度が８５％以上の場合
③ 前２日間のそれぞれの日平均気温が２３℃以上で、かつ、湿度が８５％以上の場合
④ その他警報発令者が特に必要と認める場合

保健行政室生活衛生課食品保健係
TEL:0162-33-2545
FAX:0162-32-2253